

生物の生息環境を提供するなど多くの機能を有しており、エビ養殖業者によるマングローブ林の占有や破壊は、地域住民の生活に直結する問題を含んでいます。

さらに、現在の代表的なエビ輸出国であるタイにおいては、沿岸のマングローブ林地域はほぼ開発されつくしてしまい、90年代には、低塩濃度養殖技術を利用した内陸部の水田地帯における養殖が盛んになりました。その後、地下水汲上げによる地盤沈下や養殖池から排出される汚水による地下水の汚染や周辺農地への塩類集積が進行して稻作に障害が出るなどの問題が発生し、98年には、タイ政府は内陸部におけるエビの養殖を禁止しましたが、その実効性について疑問視する意見も聞かれます。

このように、私たちが食材を輸入することにより、輸出国の雇用や生産の増加につながる反面、その生産の現場においては、とりかえしのつかない環境破壊が進むなど多くの問題が生じていることがあります。昨年の食料・農業・農村白書では、授業中に農業についての絵を描くという課題に対し「農業の意味が分からぬ」と、白紙の画用紙を提出した小学生のエピソードを紹介しながら、都市化や食品流通経路の複雑化等により、「食」と「農」の距離が拡大しているという問題について論じました。現在、我が国は食料供給の6割を輸入に依存しており、物理的な意味での「食」と「農」の距離は国境を越えて拡大する一方ですが、私たちが日常的に口にする食材の生産現場ではどのようなことが起こっているのか、国内外を問わず考えてみる必要がありそうです。

参考資料：「環境白書」（平成4、7、11年版）

FAO, 1997, "Review of the State of World Aquaculture," FAO Fisheries Circular No.886.

Hagler, Mike, Mathew Gianni and Lorenzo Cardenal, 1997, "Shrimp: The Devastating Delicacy - A Greenpeace Report," Greenpeace.

Ronnback, Patrik, 2001, "Shrimp aquaculture: State of the art," Swedish EIA Centre, Report 1, Swedish University of Agricultural Sciences.

（貿易黒字が減少している）

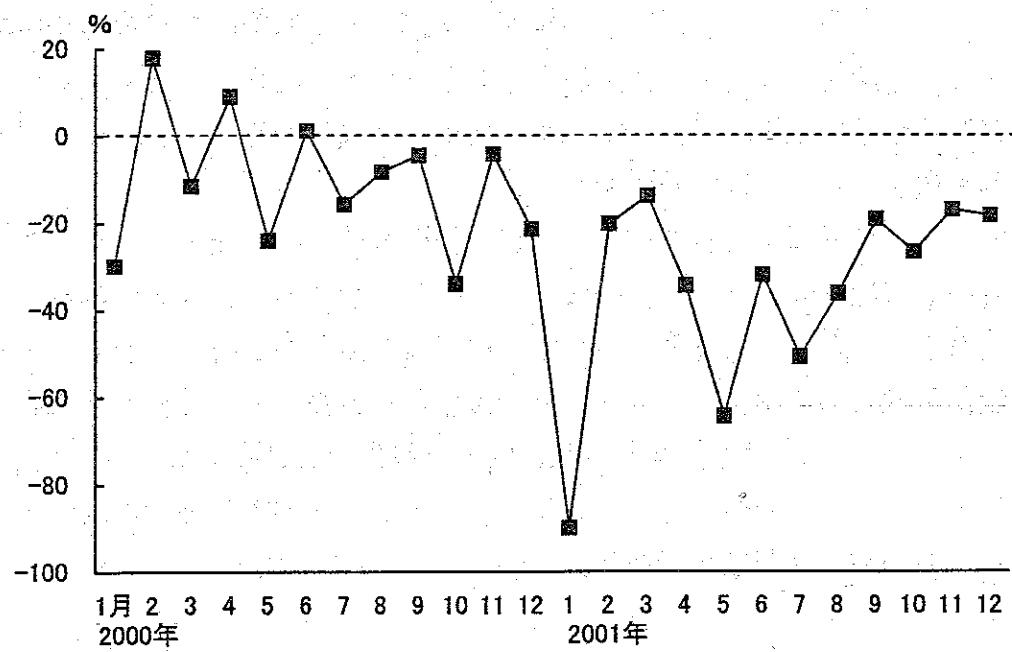
最近、我が国の貿易黒字は減少傾向で推移しており、2000年7月から2001年12月まで18か月間連続で前年同月比マイナスとなっている（図I-41）。

我が国は、戦後、米国の食料援助から自立し、1960年代以降の経済成長と貿易黒字の定着を背景として、潤沢な外貨をもって食料の輸入を賄ってきた。しかし、今後も我が国が貿易黒字を維持できるかどうかは定かでない。

我が国の人団構成は、今後高齢化による生産人口比率の低下が見込まれ、生産人口比率の高い「若い国」から財貨の輸入を行いながら自らの消費需要を賄っていくことになるとも考えられる。将来における我が国の国際収支についても、貿易収支が赤字となる可能性も否定できない。

経常収支（または貿易収支）が赤字になったとしても、それは直ちに輸入が困難に

図 I-41 我が国の貿易黒字の対前年同月増減率の推移



資料：日本銀行「金融経済統計」

なることを意味するわけではない。米国のように、世界最大規模の貿易赤字を出しながら必要な財貨を輸入し続けている国もある。しかし、こうした状況は、外資をひきつけるだけの生産性（その結果としての高利子率）を維持し、かつ、国外の投資家がその投資に自信をもてる環境を維持し続けることにより、国外からの資金流入が確保される場合にのみ可能であり、投資家が自信を失えば、97年以降のアジア経済危機の際にみられたような深刻な外貨不足に直面することとなる。例えば、経済危機発生後に外貨不足が深刻になったインドネシアにおいては、米の不作等もあり、我が国からの食料援助が実施されたことは記憶に新しい。

日本はすでに変動相場制をとっており、アジア経済危機の際にみられたような急激な資金流出という事態を迎える可能性は低いものと考えられるが、今後、我が国の生産人口比率が低下し、かつ、他のアジア諸国との競争力を増していくとみられるなかで、我が国経済が空洞化し、徐々に貿易黒字から貿易赤字へと転ずる可能性も否定できない。いずれにしても、今後とも我が国の食料の安定供給を図っていくため、国内生産と輸入のあり方を検討していくうえで、このような国際収支の動向についても十分に留意していくことが重要である。

（我が国における包括的な経済連携協定をめぐる動き）

次節以降で述べるように、我が国は、ガット・WTOにおける多角的貿易交渉への積極的参加等を通じて世界の貿易や投資の拡大に貢献してきたところであるが、このような体制を補完・強化する取組みとして、近年、自由貿易協定（FTA¹）等を通じた地域経済協力関係の強化が課題となっている。

現在、WTO加盟国の大半は、例えば北米自由貿易協定やEU等何らかの地域貿易協定に参加しており、いかなる地域貿易協定にも属していないWTO加盟国は日本、韓国等少数になっていたが、2002年1月13日、我が国はシンガポールと「日・シンガポール新時代経済連携協定」に署名し、両国間の国境を越えた物品、人、サービス、投資、情報のより自由な移動を促進し、両国間における幅広い分野の経済活動の連携強化を促進することとなった。同協定において、物品の貿易については、日本からシンガポールへの輸出にかかる関税をすべて撤廃するとともに、シンガポールから日本への輸出にかかる関税の94%（金額ベース）を撤廃することとされた。農林水産物については、我が国の農林水産業に及び得る影響に配慮し、既に無税となっている品目（WTO無税譲許品目及び実行無税品目）に限って、同協定の譲許の対象とすることとした。

このほか、我が国はメキシコと経済関係強化のための共同研究を進めているとこ

*1 卷末〔用語の解説〕（P. 358）を参照。

るであり、また、東南アジア諸国連合（A S E A N）についても、2002年1月、小泉内閣総理大臣より、貿易・投資に加え、科学技術、人材養成、観光等幅広い分野を含む経済連携の強化を目指した「日・A S E A N包括的経済連携構想」が提案され、各分野における連携の可能性についての検討が行われているところである。

(3) 国際協力への取組み

(我が国は世界有数の食料・農業分野の援助供与国である)

1999年における我が国の政府開発援助（ODA^{*1}）による援助額は、総額136億ドルであり、このうち、農林水産業関係は7.6%、食料援助は0.4%を占め、合計した食料・農業分野における援助額（2国間、約束ベース）は約11億ドルとなっている^{*2}。この額はD A C諸国^{*3}（O E C D開発援助委員会に属する22か国及びE U）全体の援助額の21%を占め、米国に次いで世界第2位となっており、我が国は、食料・農業分野における世界有数のODAの供与国である（図I-42、図I-43）。

我が国のODAの特徴を米国と比較してみると、米国では農林水産関係が2.3%、食料援助が19.9%であり、公法480号（P L 480^{*4}）等に基づき食料を供与する食料援助が中心であるのに対し、我が国は相手国の食料生産そのものを向上させることを目的とした援助を中心に行っており、具体的には、相手国の要請に基づく二国間協力（技術協力、無償・有償資金協力）を中心に、主要穀物等の増産への協力、農地の劣化・砂漠化、森林の減少等に対処する環境保全分野への協力、都市農村格差の是正等農村開発型の協力のほか、食料援助等を実施しているが、ODA一般と同様にその効果について検証を深めることが必要である。

このほか、多国間協力として、国際連合食糧農業機関（F A O）や世界食糧計画（W F P）、国際農業研究協議グループ（C G I A R）等の国際機関への資金拠出、専門家派遣等を実施している。また、その他共同研究、技術交流等の各種の協力形態を活用した農業協力も実施しており、さらに、草の根レベルでの非政府組織（N G O）等を通じた協力も活発化している。

(食料安全保障のための国際協力が重要となっている)

1996年11月にローマにおいて開催された「世界食料サミット」では、当時8.4億人と推計されていた栄養不足人口^{*5}を2015年までに半減することを目標とする「ローマ宣言」が採択されたが、現在もアジアやサブサハラ・アフリカを中心とした開発途上国に、約7.8億人の栄養不足人口が存在しているなど、その後の栄養不足人口の減少ペースは緩慢である（図I-44）。ローマ宣言に規定された目標の達成は困難な状況

*1 O D A : Official Development Assistance

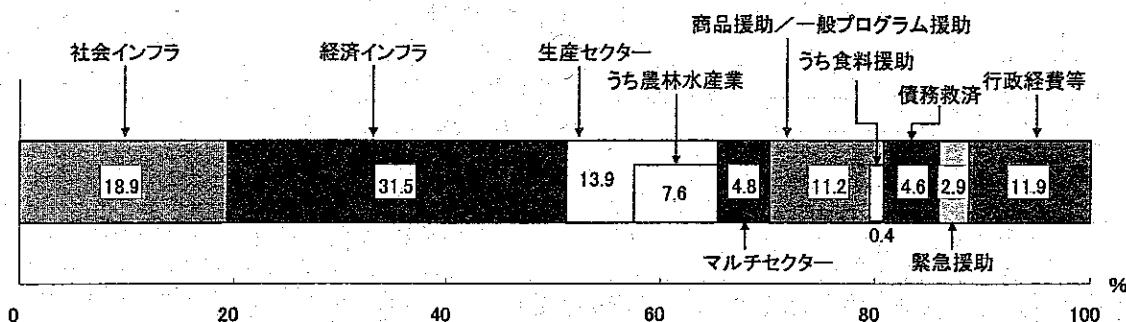
*2 O E C D・D A C "Development Cooperation 2000 Report"による。

*3 D A C : Development Assistance Committee

*4 P L 480: Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954 as amended (Public Law 480)

*5 卷末「用語の解説」(P. 355)を参照。

図 I-42 我が国のODA（二国間）の分野別内訳（1999年）

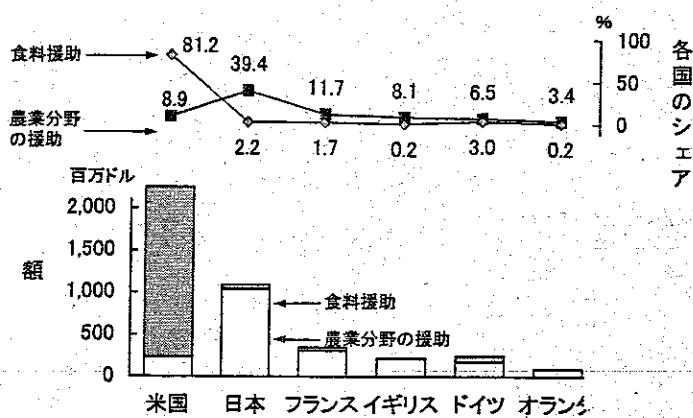


資料：OECD・DAC「Development Co-operation 2000 Report」

注：1) 数値は約束ベース（commitments）である。

2) ラウンドの関係上、内訳の合計は100%とならない。

図 I-43 主要国の食料・農業分野の援助額及びシェア



資料：農林水産省調べ

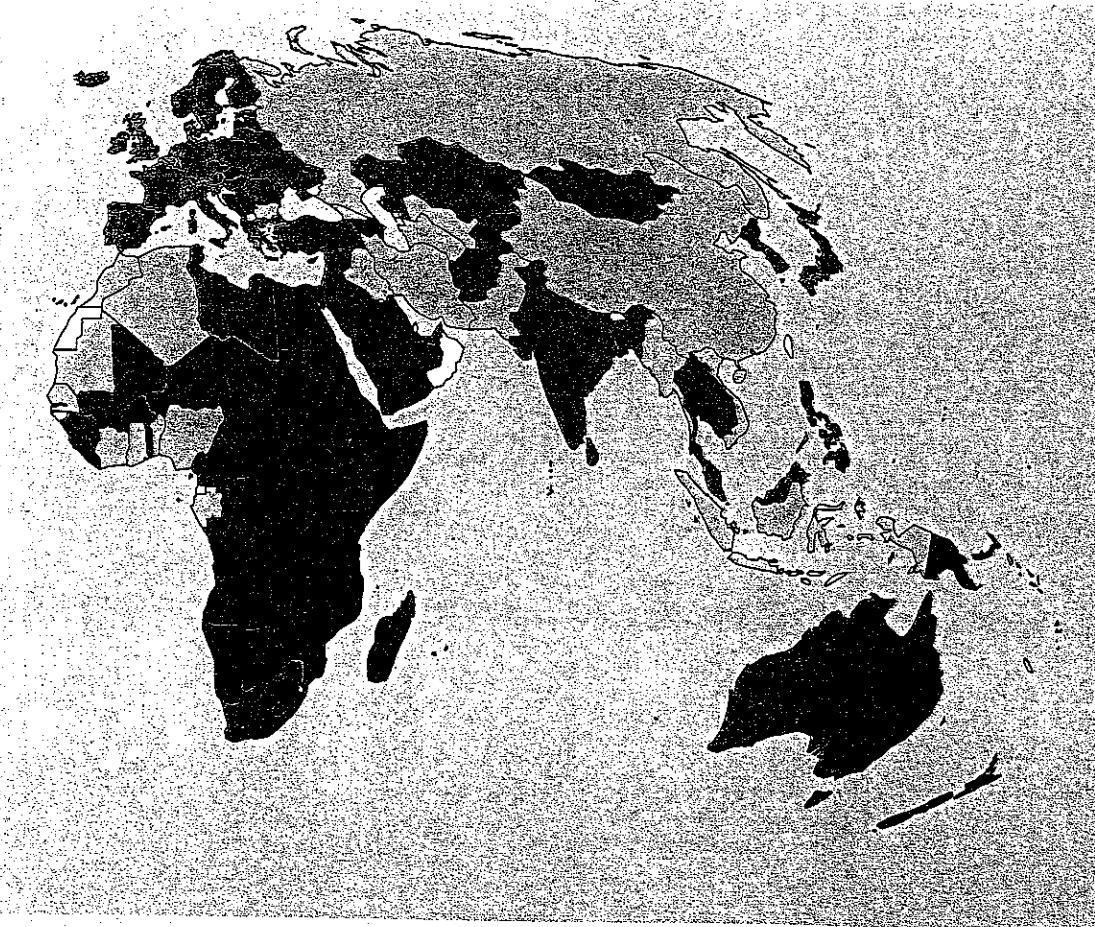
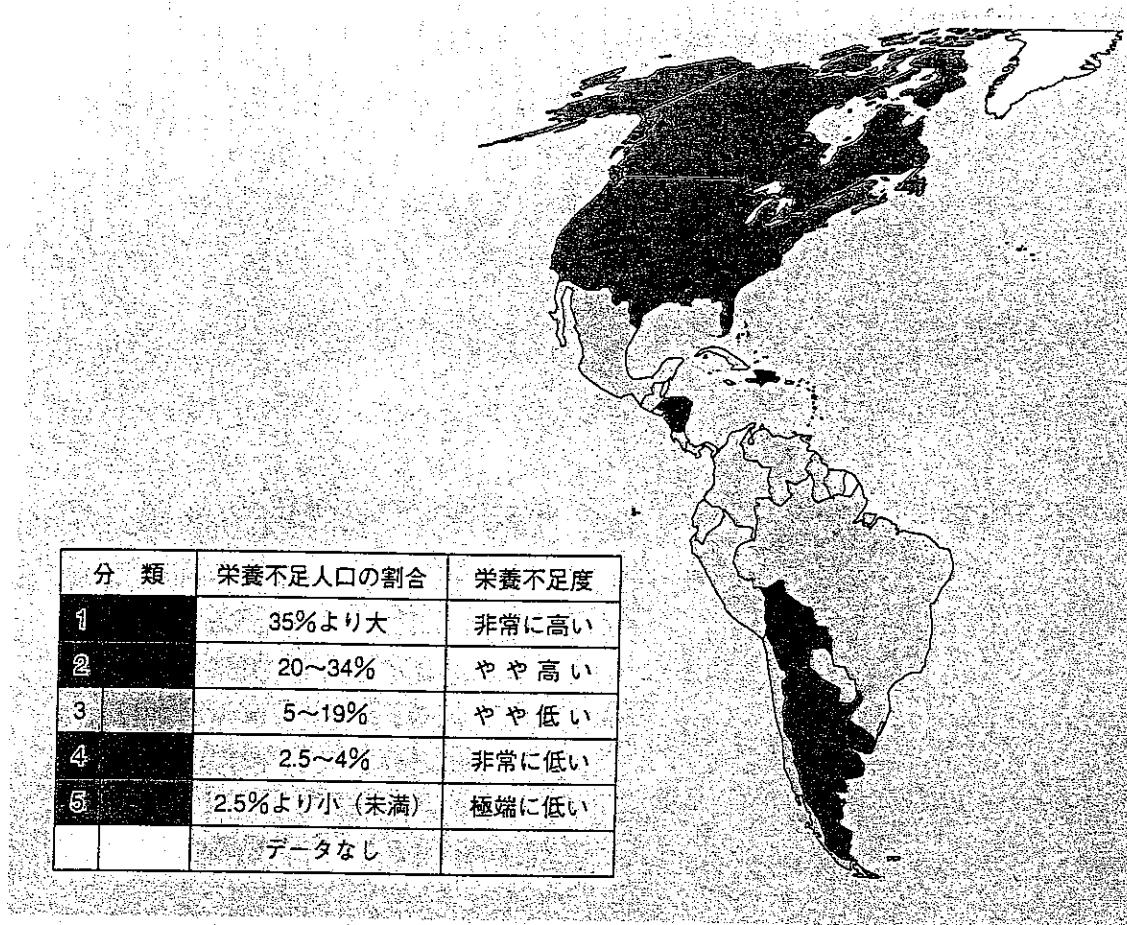
注：1) OECD-DAC「Development Cooperation 2000 Report」に基づき農林水産省が推計した数値である。

2) 林業・漁業を含む。

3) 二国間、約束ベースの数値である。

4) フランスの数値は98年のものである。

図 I - 44 世界の栄養不足人口の分布



資料：世界食糧計画「ハンガーマップ」

となっていることを踏まえ、2002年6月には「世界食料サミット5年後会合」の開催が予定されているなど、国際社会の取組み強化が求められている。開発途上国にとっての最大の社会的・経済的な課題である慢性的に栄養不足状態にある貧困層の解消とこれを通じた社会の安定に向けて、多くの開発途上国が貧困問題の緩和と食料安全保障の強化に取り組んでいる。

開発途上国の食料安全保障の達成には、その国内食料生産基盤を強化し、開発途上国の自助努力を支援していくことが重要かつ基本的な手法であり、我が国も、世界有数の農業協力実施国として、各国の自助努力に対する支援を今後とも協力の中心に据えることとしている。しかしながら、すべての開発途上国が必要とする食料を国内生産で賄うことは、自然条件、農業生産基盤及び財政事情等の制約を考慮すると非現実的であるため、開発途上国においても国内生産を基本としつつ、輸入や備蓄を適切に組み合わせていくことが必要であり、また、緊急措置としての食料援助の実施とそのための援助実施国における備蓄が不可欠となっている。

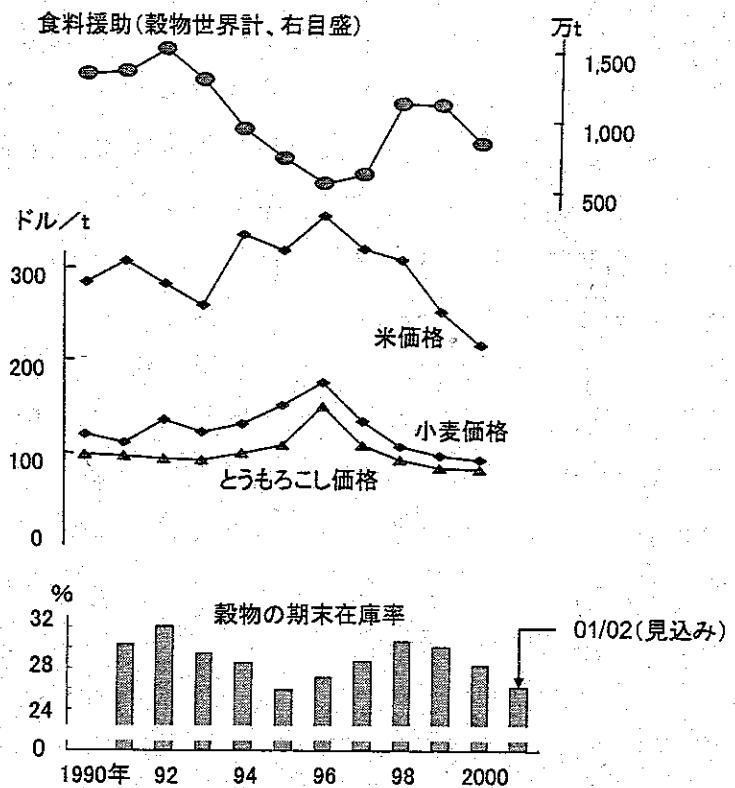
このようななかで、90年代の世界の食料援助の動向をみると、穀物の在庫率が低下し、価格が上昇傾向にあった90年代前半には援助量は減少し、在庫率が上昇し、価格が下落傾向にあった90年代後半には援助量は増加している（図I-45）。食料援助の供与量は、被援助国のニーズや援助国の財政事情等様々な事情により決定されるものの、穀物の在庫率が低いときや国際価格が高いときなどの援助を必要とする国々が商業輸入で対応することが困難なときには、余剰が少ないこと等から減少し、逆に穀物の在庫率が高いときや国際価格が低いときなど、援助需要が相対的に少ないとには、輸出国の余剰処理等の目的を兼ねて増加するという傾向がみられ、ニーズと供与が必ずしもマッチしていないという問題が指摘されている。

（我が国の国際備蓄提案）

このような状況を踏まえ、我が国は、2000年12月に、WTO事務局に提出した「WTO農業交渉日本提案」において、開発途上国の食料安全保障上の要請への対応として、二国間や多国間の食料援助スキームを補完し、一時的な不足等の状況に際して現物の融資を行うことができる国際備蓄の枠組みの検討を提案したところであり、その具体化に向け、2001年4月から食糧庁長官の私的研究会として設置された国際備蓄構想研究会において、国際備蓄の具体的な枠組み、WTO協定との関係^{*1}等について検

*1 現行のWTO協定は、自由貿易の促進に主眼がおかれており、食料援助に関しては、輸出補助金のうち回措置の防止という観点でのみ規定しているにすぎないことから、開発途上国の災害等による一時的な食料不足問題等に対し、必ずしも十分に対処できない点を有する。国際備蓄は、このような開発途上国の災害等による一時的な食料不足問題等の緩和を目的とすることから、その円滑な実施のためには、WTO協定上に開発途上国に対する「特別のかつ異なる待遇（S&D）」またはWTO協定上の例外措置等必要な配慮を検討する必要がある。

図 I-45 穀物の国際価格と世界の食料援助実績
(1990~2000年)



資料:FAO「FAOSTAT」、ロイターES=時事、タイ国貿易取引委員会、米国農務省
「World Agricultural Supply and Demand Estimates」

- 注:1) 小麦及びとうもろこしの価格は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近価格(セツルメント)の平均である。米は、タイ国貿易取引委員会の各月第1水曜日の公表価格(うるち精米碎米混入比率10%未満のFOB価格)の平均である。
- 2) 穀物の期末在庫率の91年あるのは91/92年度であり、01/02年度は見込値である。
- 3) 穀物の期末在庫率は、小麦、米及びとうもろこしの期末在庫量の合計をそれらの消費量の合計で除したものである。

討が重ねられ、同年10月に研究会報告が取りまとめられた。

同報告においては、国際備蓄の枠組みの具体的な内容として、①基礎的食料（米、小麦、とうもこし等）を対象とすること、②備蓄規模は、備蓄実施国の在庫状況、財政負担等を踏まえて決定すること、③備蓄場所は、機動性・効率性を考慮し、援助実施国の国内・国外いずれも可能とすること、④備蓄の運営方式は、各国における既存の在庫の一部を充当する方式とすること、⑤備蓄の管理・運営を行う国際機関については、関連する既存の国際機関の活用を検討すること、⑥商業貿易への影響を回避するため、WFPやFAOのアピール等客観的な発動基準を設定すること、⑦支援の必要性と支援国の財政負担等を考慮し、贈与及び貸与の二つの仕組みを用意すること、⑧透明性を確保する観点から、モニタリングと情報収集等においてNGOの活用を検討すること等が提案されている（図I-46）。

（国際備蓄の実現に向けて）

我が国は、2001年7月末のWTO農業委員会非公式特別会合において、上述の国際備蓄提案について詳細説明を行い、多くの開発途上国から積極的な支持や関心が寄せられた。今後、我が国としては、こうした開発途上国や関係する国際機関と積極的に議論していくこととしている。

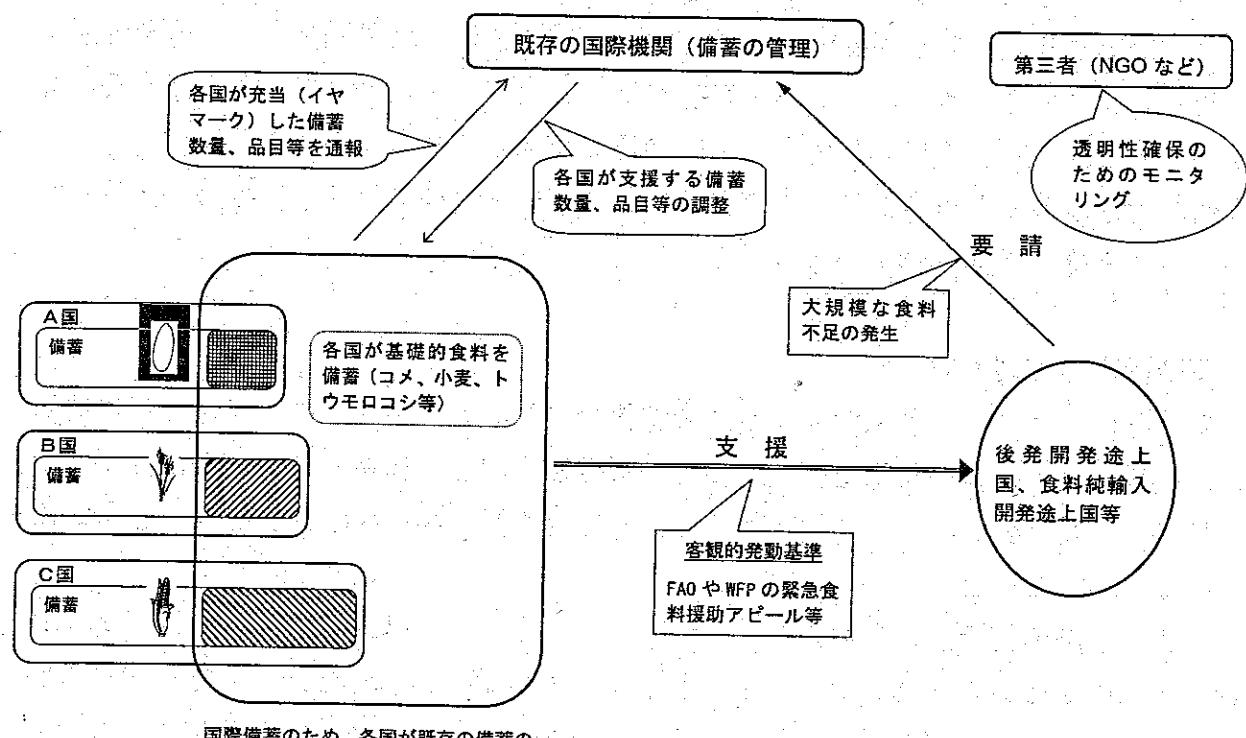
また、国際備蓄構想の具体化の第一歩として、文化的、経済的な関係が深いアジア地域における取組みを進めていくこととして、その働きかけを行っている。2001年10月のASEAN+3（アセアン諸国、日本、中国及び韓国）の農林大臣会合（AMAF+3）においては、我が国の提案により「東アジアにおける米備蓄システムに関するスタディ」を行うことが合意され、我が国からの支援のもと、米をめぐる現状、備蓄必要量、効率的な備蓄運営方法、備蓄システムにかかるコストの算出や資金調達等についての調査が行われることとなった。調査の最終結果は、2002年10月にラオスで開催される予定のAMAF+3に提出されることとなっており、我が国はこの取組みに積極的に協力していくこととしている。

現在、開発途上国の栄養不足人口7.8億人の6割以上がアジアに居住しており、特に、近年のインドネシア、北朝鮮等における深刻な食料不足は、アジア地域の社会経済上の不安定要因になっているものと考えられるが、今後、こうした備蓄の具体化がアジア地域の食料問題の解決に大きく寄与することが期待される。

〈事例：インドネシアにおける食料の安定供給のためのかんがい排水技術改善に向けた取組み〉

インドネシアでは、急激な人口増加や低所得、異常気象等を背景とする食料不足が常態化しており、食料の増産と安定供給が重要な課題となっている。このため、

図 I-46 我が国が提案する新たな国際備蓄構想の仕組み



インドネシア政府は食料の国内自給の達成に向け、1980年代以降、安定的な国内生産の基礎となる水資源の開発及びかんがい施設の整備に力を注いでいる。

このような取組みを支援するため、我が国は、1980年以降、「かんがい排水施工技術センター」について、その建設や機材供与、運営協力等を通じ、かんがいに関する調査、計画、設計段階から施設の維持管理までの一貫した技術体系の整備を行い、現地のニーズに応じた施設整備のための技術基準やマニュアル等の策定・改善を行った。

また、この過程において、日本側の派遣専門家とインドネシア側の技術者（国・州政府の技術者等40数名）で構成する「現地巡回技術指導チーム」（M A T / Moving Advisory Team）の活動を通じ、用水路や取水堰（河川をせき止めて左右の河岸に設置された用水路へ水を流す施設）といった中小規模かんがい施設等について、インドネシア側の国・州政府等の技術者の調査、計画、設計、施工、維持管理・修復手法の改善策提案等を行う能力の向上を図るとともに、これらの技術を県レベル等の地方の技術者へ効率的に移転するための各種セミナーを実施して、プロジェクトは2001年6月に終了した。

M A T の活動は、調査、問題点の分析、解決策の検討・提案までの一連の活動を行うものであるが、机上の研修だけでなく、実際に問題が生じている現地に赴き、例えば用水路の護岸が崩壊したり、洪水により取水堰が破損しているなどの現場において、日本側の派遣専門家、インドネシア側の技術者、関係農家等のすべての関係者が集まり様々な意見を交換することにより、問題点の共有化や解決のための総合的な検討を行うO J T型の「問題解決訓練」が行われ、国・州や県の技術者の能力向上にきわめて効果的であった。

現在でも「かんがい排水技術センター」（前述の「かんがい排水施工技術センター」を改組・拡充）では、このような活動等を通じて養成されたインドネシア側技術者が中心となって、確立された技術の普及を図るとともに、技術基準やマニュアル等を更新するための調査・実証活動が継続して行われており、関係者の組織化及び能力向上が着実に進行している。

第5節 WTOをめぐる動き

2001年11月、カタルのドーハにおいて、第4回世界貿易機関¹（WTO）閣僚会議が開催され、新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、既に2000年初めから開始されている農業交渉は、新ラウンドの一部として他の分野の交渉結果とともに一括して合意されるべきもの（シングル・アンダーテイキング）として位置付けられることとなった。

本節では、こうしたWTO農業交渉の位置付け及び我が国の交渉提案、交渉の今後の課題等を紹介する。

（1）WTO農業交渉の位置付け

（我が国は、ウルグアイ・ラウンド農業合意を着実に実施している）

1993年12月に合意に至ったウルグアイ・ラウンド農業交渉は、先進国を中心とする農産物の生産過剰やこれに伴う補助金付き輸出競争の激化を背景として、国境措置（関税、輸入制限等）、国内助成（農業補助金等）、輸出競争（輸出補助金）の3分野にわたり、95年から2000年までの6年間で保護水準を引き下げていくことを主な内容としたものであった（表I-17）。

我が国は、95年1月のWTO協定（世界貿易機関設立協定及びその付属協定）発効後、今までこれを着実に実施してきているところである。このうち、米の国境措置については、食料安全保障や環境保全等の非貿易的関心事項²の重要性を考慮のうえ、輸入数量制限を維持し、枠外輸入を認めないという関税化の特例措置を適用し、その代償として、加重されたミニマム・アクセス機会³を受け入れた。しかしながら、関税化の特例措置を通常の関税措置へ切り換えることによって、それ以降のミニマム・アクセス数量の増加が半分に抑えられること等の理由により、99年4月1日、通常の関税措置への切換えを行った。

また、国内助成については、助成合計額⁴（AMS）を6年間に20%削減することとなっているが、我が国がWTO事務局に通報した98年度のAMSは、7,655億円となっており、98年度の約束水準はもとより、2000年の約束水準と比べても約80%下回る水準となっている。

*1 卷末〔用語の解説〕（P. 359）を参照。

*2 卷末〔用語の解説〕（P. 364）を参照。

*3 卷末〔用語の解説〕（P. 364）を参照。

*4 卷末〔用語の解説〕（P. 359）を参照。

表 I-17 ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

区分	対象施策	約束実施方式（95～2000年）
国境措置	関 稅	農産物全体で平均36%（品目ごとに最低15%）削減
	輸 入 数 量 制 限 (非 関 稅 措 置)	原則としてすべての輸入数量制限等を関税に転換（関税化）し、関税と同様に削減
国内支持	市場価格支持、不足払い等	助成合計量（AMS）を6年間に20%削減
輸出競争	輸 出 補 助 金	金額で6年間に36%、対象数量で21%削減

資料：農林水産省作成

注：1) 我が国において、輸出補助金に該当する施策はない。

2) AMS=市場価格支持（内外価格差×生産量）+削減対象直接支払い

(今次WTO農業交渉において、21世紀の世界の農産物貿易ルールが決定される)

農業交渉の規定に基づき2000年初めから交渉が開始されているWTO農業交渉は、WTO農業協定第20条において、助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する「改革過程の継続」と位置付けられているが、単にウルグアイ・ラウンド農業交渉の継続というものではなく、21世紀の世界の農産物貿易ルールの方向が決定されるきわめて重要な交渉である。特に我が国においては、食料・農業・農村基本法に基づく農政改革の推進と並行して行われる交渉であり、新たな基本法の理念やこれに基づく施策が国際規律のなかで正当に位置付けられる必要がある。また、21世紀の我が国の農業を担う者が将来展望をもって農業に取り組むことができるような交渉結果を獲得することが重要である。

そのためには、食料輸入国と輸出国、先進国と開発途上国のいずれにとっても公平で、かつ、真に公正な貿易ルールの確立を図り、各国の農業が共存できるような国際規律とすることが重要である。このような認識のもと、我が国は、2000年12月に「多様な農業の共存」を基本的哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保等を追求する「WTO農業交渉日本提案」を取りまとめ、WTO事務局へ提出した。

(2) 我が国の交渉提案とWTO農業交渉の今後の課題

(WTO農業交渉の開始と日本提案の提出)

1999年末のシアトル閣僚会議以降、新ラウンドが立ち上がっていなかった中で、農業分野については、いわゆる「合意済み課題（BIA）」として、農業協定第20条に基づき2000年初めから交渉が開始され、2000年2月に開催されたWTO一般理事会において、第1フェーズの作業として、2000年末までに交渉提案を各國が提出し、これに対する議論をひとつおり行うこと、2001年3月にその議論の取りまとめを行うことが決定された。

我が国においては、提案の取りまとめを行うに当たり、国民的な合意を得ながら行うことが重要との観点から、農林水産省のホームページ、記者発表等を通じたWTO農業交渉に関する情報提供を積極的に行った。また、国民各界各層の意見を収集するため、世論調査、地方農政局等における「意見を聞く会」の実施等に取り組んだ。以上のような過程を経て、得られた幅広い国民各界各層の意見を踏まえ、「WTO農業交渉日本提案」が取りまとめられ、2000年12月8日の「WTO関係閣僚懇談」における提案内容の確認を経て、同年12月21日にWTO事務局に提出された。

(我が国の提案は「多様な農業の共存」を基本的哲学としている)

今回の農業交渉は、21世紀の世界の農政全体を方向付けるきわめて重要な交渉であ

る。日本提案では、21世紀は、多様な価値観をもつ国・地域・人々がお互い認め合い共存できる時代であるべきとの考え方に基づき「多様な農業の共存」を基本的哲学としている。

そして、この「多様な農業の共存」を可能とするために追求すべき点として、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正、開発途上国への配慮、消費者・市民社会の関心への配慮の5点をあげている（表I-18）。

（日本提案に対する各国の反応）

日本提案については、2000年12月にWTO事務局へ提出し、2001年2月のWTO農業委員会特別会合で説明を行ったところ、30を超える国・グループからコメントがあった。EU、韓国等多面的機能フレンズ諸国^{*1}や一部の中東欧諸国等からは、農業の多面的機能や食料安全保障等に十分配慮すべきこと等について支持する旨の発言があった一方、ケアンズ諸国^{*2}や米国等からは、日本提案は助成・保護の削減という農業協定の長期目標に逆行するきわめて保護主義的な内容であるとの厳しい批判があった。

その後、2001年3月の会合で、第1フェーズ（2000年3月～2001年3月）の総括が行われるとともに、第2フェーズの「作業計画」が決定され、農業協定第20条に基づき、各国提案で示されたすべての論点について詳細な検討作業を行うこととされた。

第2フェーズ（2001年4月～）においては、2001年5月の会合以降、2002年2月までに計5回の会合が行われた。それぞれの会合においては、議題ごとに、各国がその交渉提案や説明ペーパーに基づき、それぞれの考え方を説明し、これに対して各国がコメントを述べる形で議論が行われ、我が国の主張に対しても様々な反応があった。韓国やEU、一部途上国からは、市場アクセス、国内支持、食料安全保障等について、我が国の考え方を支持する旨の発言があった。一方、ケアンズ諸国や米国からは、市場アクセスや国内支持を中心に、日本は貿易自由化に前向きになるべきであるなど、否定的なコメントがなされた。なお、上記の会合をとおして、特段の結論や方向性は出されず、2002年2月会合をもって、第2フェーズの作業は終了した。

（新ラウンドの開始と今後の課題）

2001年11月カタルーニャにて、第4回WTO閣僚会議が開催され、閣僚レベルによる調整の結果、幅広くバランスのとれた項目を交渉対象とする新ラウンドを立

*1 卷末【用語の解説】（P. 360）を参照。

*2 卷末【用語の解説】（P. 357）を参照。

表 I-18 WTO農業交渉日本提案の概要

【基本的姿勢】

- 「多様な農業の共存」を基本的な哲学とし、
①農業の多面的機能への配慮
②食料安全保障の確保
③農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正
④開発途上国への配慮
⑤消費者・市民社会の関心への配慮
の5点を追求。

1. 交渉に際しての基本的重要事項

- ・ 各国におけるUR合意の実施状況等の十分な検証
- ・ 世界的な農政上の課題としての農業の多面的機能、食料安全保障の追求

【論点毎の基本の方針】

2. 市場アクセス

- ・ 関税水準、アクセス数量の設定についての品目毎の事情を踏まえ、柔軟性を確保して適切に設定
- ・ 農産物の特性に応じ、機動的、効果的に発動できるよう、運用の透明性を高めたセーフガードの検討

3. 国内支持

- ・ 現行の規律の基本的枠組みの維持。農業の実態を踏まえた農政改革推進の観点からの要件見直しの検討
- ・ 現実的な国内支持水準（削減約束）の設定

4. 輸出規律

- ・ 輸出補助金等の輸出奨励措置や輸出制限措置等についての規律の強化

5. 國家貿易

- ・ 輸出国家貿易についての規律の強化

6. 開発途上国への配慮

- ・ 貿易ルール上の配慮や国際的な食料援助の取組みについての検討

7. 消費者・市民社会の関心への対応

- ・ 食料の安定供給、食品の安全性の確保等の消費者・市民社会の関心に対する貿易ルール上の配慮

ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、既に開始されている農業交渉は、新ラウンドの一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられることとなった（図I-47）。

採択された閣僚宣言のうち、農業関係については、ケアンズ諸国の主張である農工一体論といった交渉を予断する内容は盛り込まれず、非貿易的関心事項^{*1}に配慮すべきこと等、我が国の提案を主張していくことが可能となる枠組みが確保された（表I-19）。

以上のように、新ラウンドが立ち上がったことにより、今後、農業交渉がさらに進捗していくことが予想されることから、我が国としては、今後行われる農業交渉において、今回の閣僚宣言も踏まえ、我が国の考え方を力強く主張するとともに、EU等多面的機能フレンズ諸国との連携をさらに強化し、また、できるだけ多くの開発途上国等の賛同を得つつ、農産物輸出国に対して粘り強い交渉を行っていく必要がある。

*1 卷末【用語の解説】（P. 364）を参照。

図 I - 47 新ラウンド及び農業交渉の経緯と今後のスケジュール

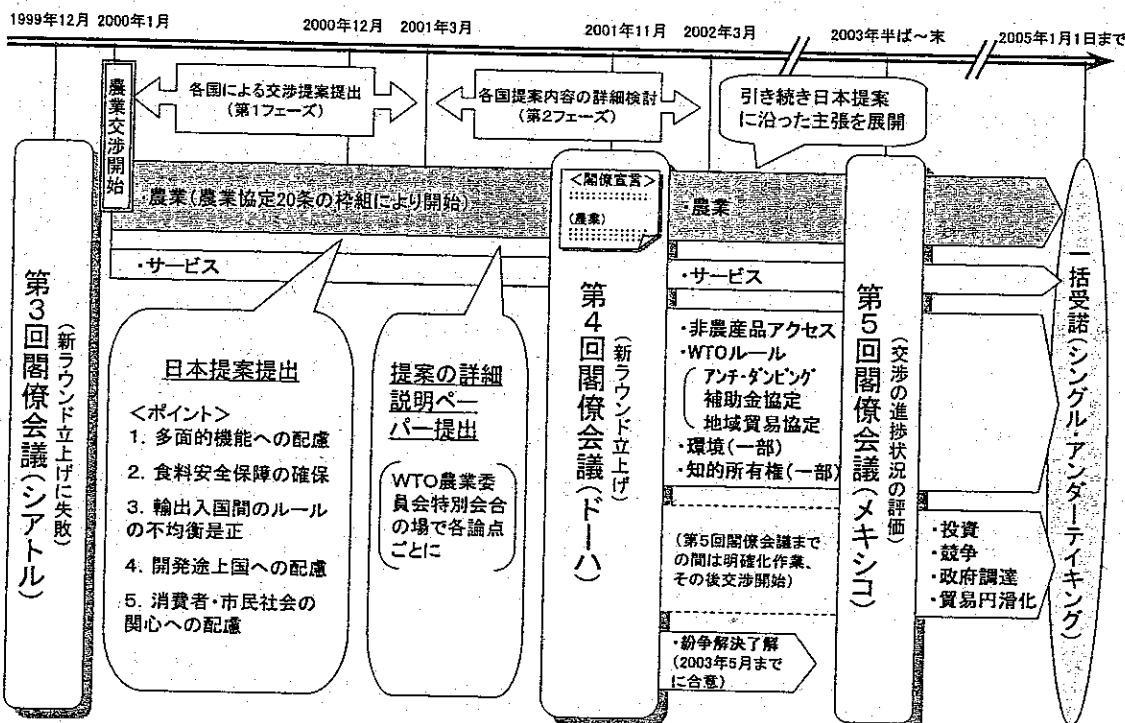


表 I - 19 第4回WTO閣僚会議の閣僚宣言のポイント（農業関係）

1. 農業関係

- ・ ケアンズ諸国が主張していた「農工一体論」や非貿易的関心事項への限定条件は盛り込まれず、「非貿易的関心事項が農業協定で規定されているとおり交渉において考慮されることを確認する」という記述になった。
- ・ 市場アクセス、輸出補助金、国内支持の3分野の記述全体につき「交渉の結果を予断せず」との文言が加えられ、農業交渉の結果を予断すべきでないとの我が国の主張の線に沿ったものとなっている。
- ・ 交渉モダリティ（交渉の取り進め方）の決定を2003年3月末、オファーの提出を次回閣僚会議までとした上で、交渉期限は、他の分野と同時の2005年1月1日とされた。

2. 交渉組織・期限等

- ・ 交渉の期限は、2005年1月1日までとされた。
- ・ 交渉は、シングル・アンダーテーリング（一括受諾方式）の原則による旨記述された。
- ・ 交渉を監督する貿易交渉委員会（TNC）を設置することとし、その初回会合を2002年1月末までに開催することとされた。

(参考年表) 農業をめぐる国際交渉等の経緯

暦年	主な出来事
1944	ブレトンウッズ会議（国際通貨基金（IMF）と世界銀行の設置を決定）
45	第2次世界大戦終戦 国際食糧農業機関（FAO）設立
46	GHQが食糧放出開始 ガリオア・エロア資金及びララ物資による対日援助開始
47	制限付民間貿易再開 貿易と関税に関する一般協定（ガット）採択される
49	単一為替レート360円／ドルに決定、外為法施行 ユニセフの対日援助開始
50	植物防疫法公布、日本人・船の外航上の諸制限緩和と外航範囲の拡大
51	家畜伝染病予防法公布 国際小麦協定加盟／国際捕鯨委員会加盟
52	FAO、IMF及び世界銀行に加盟／植物防疫所及び動物検疫所を設置 IPPIC（国際植物防疫条約）発効、加盟（参考：OIE（国際獣疫事務局）の成立は1924年）
53	世銀対日貸付第1号（以後66年まで31件総額約8億6千万ドル貸付）
54	日米相互防衛援助協定（MSA協定）及び日米農産物購入協定成立 日本、ニロンボ・プランに加盟（日本、政府開発援助（技術協力）を開始）
55	米国、ガットの「ウェーバー」獲得 日本、ガット加盟
58	EEC発足／初の円借款（対インド）／日本貿易振興会（JETRO）設立
59	ガット東京総会（貿易自由化の機運高まる）
60	貿易・為替自由化促進閣僚会議、「貿易・為替自由化計画大綱」策定 歐州自由貿易連合（EFTA）発足／1960年代、途上国で「緑の革命」、高収量品種の普及 農林水産物121品目（コーヒー豆、ココア豆、ラワン丸太等）自由化
61	農業基本法成立 海外経済協力基金（OECAF）設立／OECD発足／世界食糧計画（WFP）設立 大豆、羊毛、油かす自由化
62	欧州経済共同体（EEC）共通農業政策実施／コーデックス委員会設立 羊、玉ねぎ、鯨肉、くるみ、鳥卵、真珠等自由化
63	ガット11条国へ移行（国際収支上の理由で貿易制限を行うことができなくなる） 粗糖、バナナ、蜂蜜、落花生及び菜種の粉・ミール等自由化
64	IMF 8条国へ移行／OECD加盟 レモン、い草、ラワン材等自由化
65	ケネディ・ラウンド開始
66	ココア粉自由化
67	ケネディ・ラウンド決着（農林水産物270品目の関税譲許） 欧州共同体（EC）発足、東南アジア諸国連合（ASEAN）結成
68	EC関税同盟完成（対外共通関税・域内関税撤廃・自由流通）
69	OECD、日本の国際収支黒字の定着を指摘、貿易自由化の促進を迫る 日米残存輸入制限協議（グレープフルーツ、大豆かす、搾油用落花生は71年度末までに自由化、レモンジュースは70年度中に自由化等を決定）
70	豚の脂身、果実の粉、マーガリン、わらむしろ、わらかます、乾燥なつめやし等自由化
71	日米通商協議、開始（～72年）（オレンジ、果汁、高級牛肉等につき協議） ニクソンショック、スミソニア合意 豚肉、グレープフルーツ部分自由化、牛、ぶどう、カボ・スペゲティ、りんご、紅茶等自由化
72	日米通商交渉妥結（71年～）（オレンジ、果汁、高級牛肉の輸入枠拡大、肥育素牛の無税関税割当設定等） ソ連、穀物純輸入国に転落、穀物価格高騰続く（世界穀物危機） カナダと小麦・大麦の、オーストラリアと小麦の、安定取引のための年間取引目標数量決め トマトピューレ・ペースト、精製糖、ハム・ベーコン、配合飼料自由化

暦年	主な出来事
73	アメリカ大豆等輸出規制 東京ラウンド開始 変動相場制へ移行／第1次オムニヨン、買占め防止法、国民生活安定緊急措置法、石油需給適正化法 非食用海草自由化
74	オーストラリアと大麦の安定取引のための年間取引目標数量決め 世界食料会議（ローマ） 麦芽自由化
75	安倍一バッツ日米農相会談（以後3年間の小麦、飼料穀物及び大豆の輸入目標を設定）
78	日米農産物交渉妥結（牛肉・かんきつ）（83年までの輸入枠の順次拡大について合意） ハム・ベーコン缶、もんごういか、麦芽糖部分自由化
79	東京ラウンド決着（農林水産物約200品目について関税譲許、牛肉・かんきつの輸入枠順次拡大）
80	米国、対ソ穀物禁輸を発表（アフガニスタン侵攻に対する制裁措置）
81	カリフォルニア州に地中海ミバエ発生 (農林水産省はカリフォルニア州産果実の輸出自粛を米国側に要請)
82	メキシコが債務不履行を宣言→世界債務危機／米国、地中海ミバエでの輸出規制を全面的に解除
84	日米農産物交渉妥結（牛肉・かんきつ）（84年度から87年度までの輸入枠の順次拡大等について合意） ECのCAP改革（農産物価格の引き下げ（CAP市場初）、生乳の国別生産割当制度の導入） ハイテストモラセス、フルーツピューレ・ペースト（一部）自由化
85	先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議（プラザ合意）（85年8月：237円／ドル→87年12月：122円／ドル） 豚肉調製品（一部）自由化
86	米国政府、農産物残存輸入制限12品目について、ガット違反として提訴 全米精米業者協会（RMA）、日本のコメ輸入制限を米国通商代表部（USTR）に提訴→却下 ウルグアイ・ラウンド（UR）開始 農林水産省、「遺伝子組換え安全指針」の案を公表 グレープフルーツ・ジュース自由化

資料：農林水産省作成

注：本表における「自由化」は、輸入数量制限の撤廃を意味し、品目は代表的な品目のみ掲載した。また、品目名については、商品の分類に関する国際条約（HS）で定められた名称によらず、一般的な名称により表記したものも含む。

（ラウンドとは？）

ガット体制下において、過去8回の多角的貿易交渉が行われているが、第5回交渉から「ラウンド」と呼ばれるようになっている。ラウンド・テーブルを囲んで議論するところから、この名が付いたといわれている。（ボクシングのラウンドという説もある。）

ただ、今回ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議において立ち上げられた新ラウンドについては、一部の途上国から「ラウンド」という言葉は議題がどんどん膨らんでしまうというイメージがあり、望ましくないとの懸念が表明されているため、同閣僚会議における閣僚宣言は、新ラウンドのことを「作業計画」（Working Program）と表現している。同閣僚会議において、ムーアWTO事務局長は新ラウンドを「ドーハ開発アジェンダ」と呼ぶことを提案しているが、今のところ定まった呼び方とはいえない。

ないため、本報告においては、便宜上「新ラウンド」との呼称を用いている。

[過去8回の交渉：時期・参加国・地域数]

第1回交渉	1947年	23か国・地域
第2回交渉	1949年	13か国・地域
第3回交渉	1951年	38か国・地域
第4回交渉	1956年	26か国・地域
第5回交渉（ディロン・ラウンド）	1960～1961年	26か国・地域
第6回交渉（ケネディ・ラウンド）	1964～1967年	62か国・地域
第7回交渉（東京ラウンド）	1973～1979年	102か国・地域
第8回交渉（ウルグアイ・ラウンド）	1986～1994年	123か国・地域

暦年	主な出来事
88	ガット理事会、日本の農産物12品目裁定案を採択（雑豆、落花生を除く10品目についてガット違反） 米国、牛肉・かんきつの輸入数量制限についてガット提訴 オーストラリア、牛肉の輸入数量制限についてガット提訴 日米農産物交渉（牛肉・かんきつ）決着（自由化の時期を含む合意が成立） 日米農産物交渉（12品目）決着（合意済み牛肉調製品を除く11品目について自由化・輸入枠拡大等を合意） RMA、日本のコメ輸入制限をUSTRに再提訴（UR農業交渉の一部に含めることを条件に再却下） 牛のくず肉（一部）、ひよこ豆、ひら豆自由化
89	UR農業交渉中間合意 日米構造協議（米国側、都市農地の宅地並み課税要求）／日本、ODA実績で米国を抜き、世界一に トマトジュース、豚肉調製品、プロセス・チーズ、トマトケチャップ・ソース自由化
90	第1回5か国農相会議 果汁（りんご、ぶどう、パイ）、牛肉調製品、フルーツ・ピューレ、ペースト、パイ缶詰自由化
91	有機農産物の表示ガイドライン MERCOSUR（南米南部共同市場）発足 UR交渉、ダンケル合意案（包括関税化、国内支持削減、輸出補助金削減等）提示 牛肉、オレンジ（生鮮のもの及び一時貯蔵したもの）自由化
92	アセアン自由貿易地域（AFTA）発足 共通農業政策（CAP）改革案にEC加盟国が合意 (価格引下げ及び生産調整と、それらに対する直接支払の実施等) 地球サミット（リオデジャネイロ）（「気候変動枠組条約」及び「生物多様性条約」の署名） UR農業交渉、米国とECとのブレア・ハウス合意 オレンジジュース自由化
93	ニメの不作（作況指数74）による緊急輸入（約250万トン） マーストリヒト条約発効、欧州連合（EU）創設 UR農業合意受入れ、ウルグアイ・ラウンド交渉決着
94	NAFTA（北米自由貿易協定）発足 米国、ファスト・トラック権限失効／国連海洋法条約発効
95	WTO発足 EU、UR合意実施に伴い輸入可変課徴金制度を関税措置に移行 小麦、大麦、でん粉・ミール等（コメを原料とするものを除く）、調製食料品（麦類、穀粉・ミール等（コメを原料とするものを除く）、でん粉または乳製品を原料とするもの）、バター、ミルク・クリーム（生鮮）、無糖練乳等、乾燥した豆、でん粉等、落花生、こんにゃくいも自由化
96	米国1996年農業法成立（生産調整と不足払いを廃止、直接固定支払を導入） 野菜5品目の原産地表示義務化 世界食料サミット（2015年までに栄養不足人口の半減を目指した「ローマ宣言」を採択）
97	口蹄疫侵入防止のため、台湾産の食肉・生体・加工品の輸入禁止 欧州委員会、「Agenda2000」においてCAP改革の方向を提案 地球温暖化防止京都会議（COP3）、「京都議定書」採択 アジア経済危機
99	（食料・農業・農村基本法公布） EU農相理事会、欧州理事会がAgenda2000に基づくCAP改革に合意 コメの関税化実施（コメ、米粉等、調製食料品（コメを原料とするもの）自由化）
00	「バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書」採択 WTO農業交渉開始（農業協定第20条に基づき、新ラウンドに先行して交渉開始） 宮崎県及び北海道で口蹄疫発生 遺伝子組換えとうもろこし「スター・リンク」混入問題
01	遺伝子組換え食品の表示・安全審査義務化（JAS法、食品衛生法） 日本で初の牛海绵状脳症（BSE）患畜発生 米国同時多発テロ事件 第4回WTO閣僚会議（カタル・ドーハ）、新ラウンド立上げ

(ガット体制下における農業交渉の変化)

ガット体制下における農業交渉の性質は、ラウンドの回数を重ねるごとに徐々に変化してきている。

第6回交渉(ケネディ・ラウンド)では、農業小委員会が設けられ、第1~5回交渉では工業品に付随して形式的にしか扱われてこなかった農産物の関税引下げが初めて単独の交渉テーマとして正面から取り上げられるとともに、非関税障壁が独自の交渉テーマとして取り上げられた。

第7回交渉(東京ラウンド)では、ケネディ・ラウンドで初めて取り上げられた非

関税障壁問題が前面に押し出され、補助金・相殺関税、ダンピング防止税等多様な議題について交渉が行われた。農産物については、関税及び非関税措置を一体とした二国間交渉が行われ、各国の農産物非関税障壁に関するリクエストは、輸入数量制限の削減(輸入自由化・市場アクセス拡大)に集中した。我が国に関しては、牛肉・かんきつ問題について、自由化を要求する米国と輸入枠拡大で対応しようとする日本の対立が続き、交渉は1年間に及んだが、最終的には83年までに輸入枠を順次拡大することで決着した。

[ガット体制下における農業交渉の変遷]

	農産物関税	非関税障壁(輸入数量制限)	非関税障壁(輸入数量制限以外)
ケネディ・ラウンド	削減に合意	議論はされたが、合意は得られず	議論はされたが、合意は得られず
東京ラウンド	削減に合意	自由化・輸入枠拡大に合意	議論はされたが、合意は得られず
ウルグアイ・ラウンド	削減に合意	包括関税化に合意	農産物についての国内支持・輸出補助金の削減について合意

第8回交渉(ウルグアイ・ラウンド)の特徴は、本文でも述べたように国内支持(農業補助金等)及び輸出競争(輸出補助金)にまで交渉の対象が広げられたことにより、各国の国内農業政策にまで影響を与えるような交渉が行われ、かつ、具体的な交渉結果が得られたことである。

このように、ケネディ・ラウンド以降、ガットの多角的貿易交渉の場における農産物の扱いについては、単なる関税引下げ交渉から徐々に変化してきており、各国の国内農業政策もWTOルールによる規律のもとに置かれるようになった。

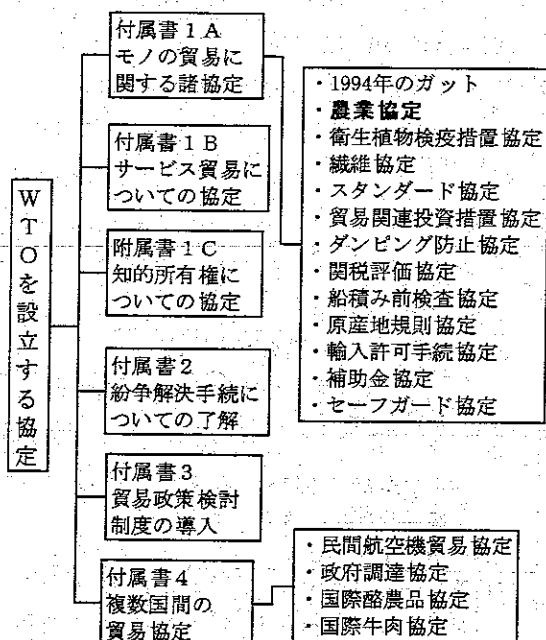
(新たな農業交渉)

ウルグアイ・ラウンド合意の結果、2万ページ以上にも及ぶWTO設立協定が署名され、その一部として農業協定が成立した。

1999年のシアトルにおけるWTO閣僚会議では新ラウンドは立ち上げられなかったが、農業協定の第20条には2000年に農業交渉を開始すべきことが定められていたため、農業交渉は新ラウンドに先行して開始された。その後、2001年のドーハにおける閣僚会議において新ラウンドが立上げられたため、

農業交渉も新ラウンドの一部として、他の分野と一緒にして合意されるべきものとして位置付けられた。

[WTO設立協定]



地方公共団体における先駆的な取組事例（I）

[山形県：「おいしい山形推進機構」による地産地消の取組み等を通じた県産品消費拡大]

山形県は、豊かな土地と豊富な水資源に恵まれ、「はえぬき」をはじめする米やサクランボ、西洋なし、りんご等の果樹の生産、肉用牛、豚の飼養等多様な農業生産が展開されており、平成12年の農業粗生産額は2,372億円となっている。

しかしながら、県産品シェアをみると、卸売市場等での県産品の取扱割合が低い状況（図I-46）にあり、県内の消費者や実需者から「県内の販売店等で県産品が買えない。」等の指摘があった。また、11年に県産農産物に関して、首都圏の消費者を対象に調査を行ったところ、佐藤錦（サクランボ）、ラ・フランス（西洋なし）、山形牛、米を除く山形県産農産物の知名度は低く、県外の消費地においてもPR不足であることが明らかになった。

こうした状況を踏まえて、県は生産者、流通業者、消費者との連携のもと、「おいしい山形」をキーワードとして、地場産の新鮮で安心・安全なおいしい農産物を豊富にかつ安定的に供給していくため、今後5か年にわたり、県内での消費拡大と県外での県産品の評価向上（PR活動等）を図っていくことを目的とした「おいしい山形推進プラン（県農産物等流通戦略推進指針）」を13年2月に策定し、このプランを推進していく中心的な組織として、「おいしい山形推進機構」^{*1}をスタートさせ、消費拡大の推進については、県内4ブロック（村山、最上、置賜、庄内地域）に「地産地消推進本部」を設置した。

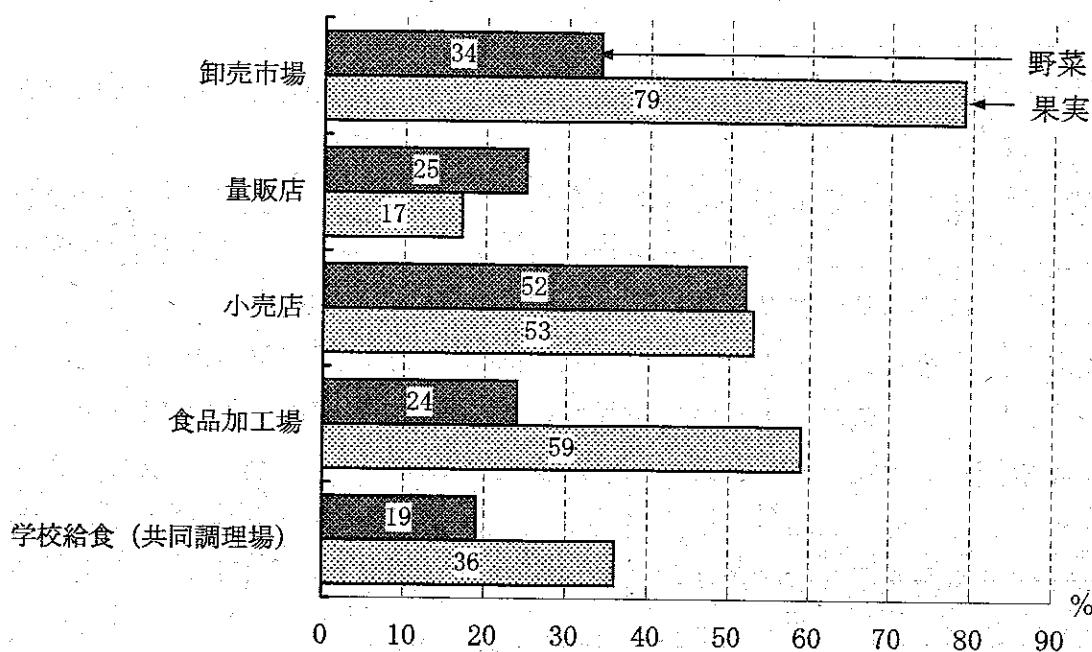
また、県はこの取組みを実効性のあるものとするため、13年10月に地産地消の推進や農産物の安定的な生産及び供給等を盛り込んだ「山形県農業基本条例」を制定した。

「おいしい山形推進機構」の発足後の活動状況をみると、まず、13年5月に食材として県産品を100%使用した弁当の試作を行った。この弁当は、米（はえぬき）、県産大豆を原料としたみそ汁と絹ごし豆腐、庄内浜産の「天然鯛の味噌粕漬け」の焼き魚、山形牛のサイコロステーキ、山菜（うるい、こごみ等）とまいたけの天ぷら等山形県の山海の幸が盛り込まれており、これを参考として、県内各地域で地域の特色を活かした「おいしい山形弁当」が試作され、消費者、流通関係者、生産者等による試食会が行われた。

こうしたこととききっかけとして、食品メーカーが県産農産物を活かした弁当の販売を開始したり、ホテルでは地元食材の産地表示を行った料理を提供するなど、民間で

*1 ホームページ：<http://www.yamagata.nmai.org/>

図 I-48 山形県内における県内産青果物の取扱（利用）割合（主要品目）



資料：山形県調べ

- 注：1) 山形県農林水産部が県内の青果物を取扱う卸売市場等を対象に過去1年間の県産品、県外産（外国産含む。）について、アンケート調査等を実施し、その結果を集計したものである。
- 2) 卸売市場、食品加工場、学校給食は取扱数（利用）量、量販店及び小売店は仕入金額から算出している。
- 3) 野菜は12品目（学校給食は14品目）、果実は6品目（学校給食は8品目）を対象としている。

の独自の取組みもみられるようになっている。

また、児童生徒の学校給食における地産地消への取組みも開始されており、村山地域の推進本部のモデル市町村である河北町では、地元生産者の協力を得て、朝採りした枝豆を町内小学校の給食に提供した。さらに上山市では12年からいち早く地場産の米や果実、野菜等を学校及び保育園の給食の食材として使用しており、市の給食関係者へのアンケート調査でも「全体的に品質が良く扱いやすい」、「地場産と聞くといつもよりおいしく食べて残食が少ない」等の声が寄せられ好評を得ている。

今後このような地場産野菜の給食等への活用を一層促進するため、村山地域の推進本部では56品目から成るねぎ、トマト、さといも等の地域内で生産される食材を活用した「レシピ集」を作成しており、14年度から広く活用されることとなっている。また、こうした取組みが県内全域において、地域の特色を活かしながら実施されている。

さらに、同県は14年度から市町村、農協、地元流通関係者、教育委員会等で構成する「地産地消推進協議会」を県内全市町村に組織し、この協議会が行う学校給食等の公的な分野で、特別栽培の野菜や県産大豆等の使用を促進するとともに、県はこれに對して助成を行うこととしている。

これらの取組みのほか、同県では従来から米飯による学校給食の機会増加に向けた取組みを推進しており、1週間当たりの平均実施回数は3.4回と、全国1位（12年度）となっている。

次に、外食事業者等との連携状況をみると、「おいしい山形推進プラン」においては、外食等を通じた適正な栄養情報の提供や県産品の普及等の方向が打ち出されており、これを踏まえた具体的な取組みとして、県では、約100店のモデル店舗を募り、これらの店舗に栄養成分表示と県産品使用割合を記載したメニューを備え付けるとともに、「『おいしい山形』健康づくり協力店」のぼり旗を提示し、食生活情報の普及と県産品の利用拡大に役立てている。

こうした店舗を利用する県民からは、「お店を選択するときに、のぼり旗がある店を選ぶ」、「メニューでは、県産品を多く使った品を選ぶ」等の声が聞かれるようになっている。

また、同県は県内におけるこうした地産地消の取組みと並行して、県外での知名度向上のため、「おいしい山形」のキャッチフレーズと山形をわかりやすくイメージさせるシンボルマークを作成し、農協をはじめとする県内の出荷団体等や加工食品メーカーの扱う農産物や加工食品に表示するとともに、各種パンフレットやチラシ等の宣伝資材にも使用している。特に首都圏においては、テレビ番組の放映とタイアップした量販店での県産品常時販売（アンテナショップの設置）等、マスメディアを活用した県産品のPR活動も実施している。

以上のような山形県の取組みは13年度から本格的に実施されているところであるが、今後、行政機関や農業団体、各種企業等、さらには県民が一体となった独自の工夫による取組みにより、県内外における県産農産物の利用拡大、ひいては県内農業の再認識や食生活の見直し等の効果が期待される。